

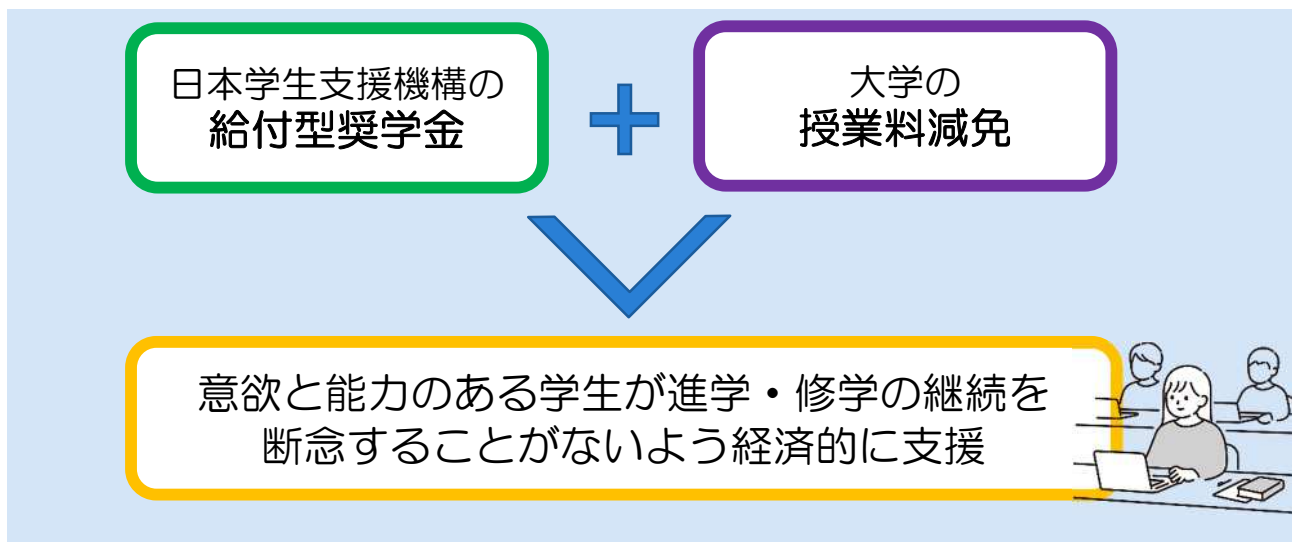
「高等教育の修学支援新制度」に基づく授業料等減免申請要領

2024 年 2 月初版

「高等教育の修学支援新制度」に基づく授業料等減免制度とは

授業料等減免制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」のひとつ*として、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、授業料等(授業料と入学金)の減免による支援を行うものです。

*ひとつは授業料等減免制度、もうひとつは返済不要の給付型奨学金による支援。



授業料減免を申請する際に、知っておいてほしいこと

本制度は、国費を財源とし、経済的理由により進学・修学が困難な方の修学を支援するための制度です。

したがって、本制度の利用を希望する学生は、自らの意志で支援を受けることを自覚し、また、支援を受ける者としての適格性を保ち続けなければなりません。

日本学生支援機構の給付奨学金とセットで支援を受けます。

授業料等の減免額(=減額または免除される金額)は、給付奨学金の「支援区分」に基づき決定します。

したがって、授業料減免を受けたい場合は、まず給付奨学金を申込んでください。

授業料減免を受けるには、学期ごとに、減免の「申請」をしなければなりません。

- ▶授業料等減免を初めて申請する場合は【A 様式 1】
- ▶採用後、在学中に継続して授業料減免を受けたい場合は、学期が開始する前に、【A 様式 2】いずれかを、大学が定める期限内に提出し、申請します。

授業料等減免申請の流れ

1. 対象者

日本学生支援機構の「給付奨学金」を受給している者

2. 授業料等減免額

給付奨学金の支援区分に基づき、授業料等の減免額を決定します。

給付奨学金の支援区分	授業料減免額(半期)	入学期減免額 ^{※1}
第Ⅰ区分	267,900円(全額免除)	282,000円(全額免除)
第Ⅱ区分	178,600円(2/3免除)	188,000円(2/3免除)
第Ⅲ区分	89,300円(1/3免除)	94,000円(1/3免除)
第Ⅳ区分 ^{※2}	67,000円(1/4免除)	70,500円(1/4免除)
支援区分外 ^{※3}	0円	-

※1 入学期減免については、最後のページをご覧ください。

※2 第Ⅳ区分の減免額は、2024年2月現在の情報に基づく金額です。今後変更となる可能性があります。

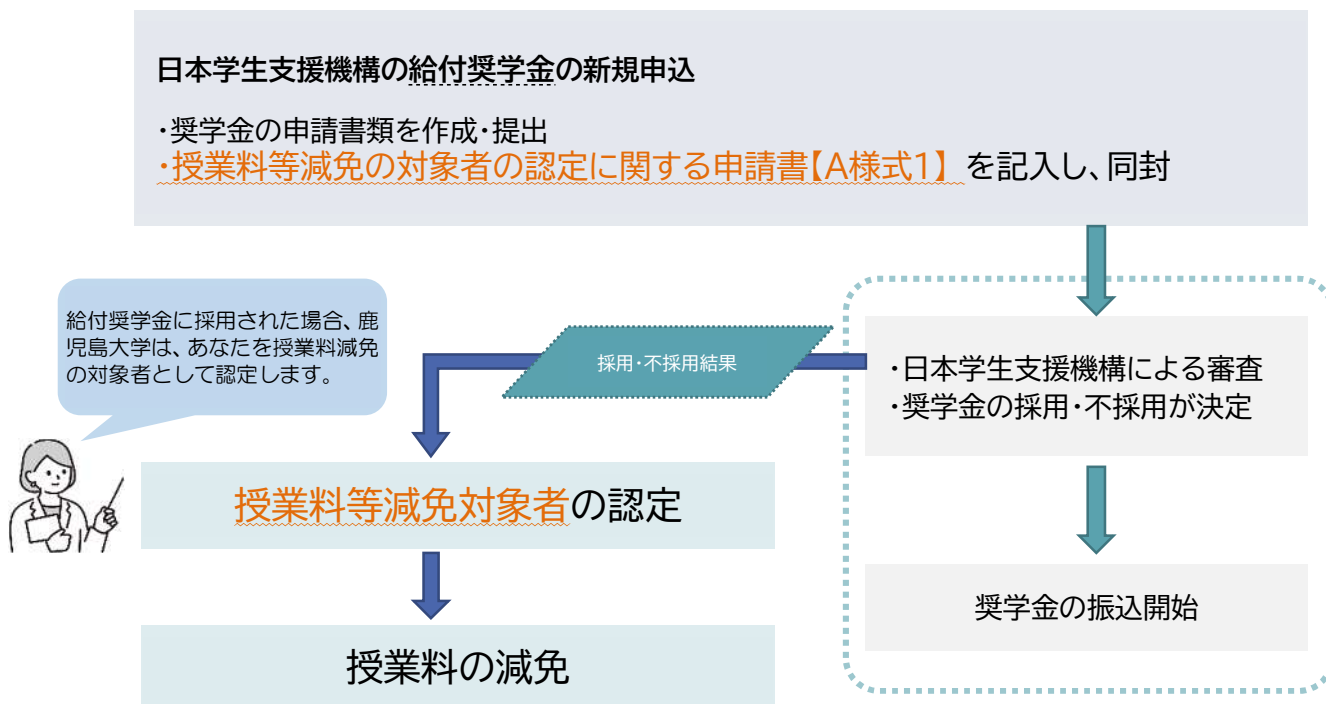
※3 支援区分外: 給付奨学金の支援区分が「対象外」となった場合、給付奨学金・授業料減免いずれも停止。

3. 申請方法

大学が定める期間に、所定の申請を行います。

初めて授業料減免を申請する方は、**給付奨学金の新規申込と同時に**申請します。


①新規申請(初めて授業料等減免を申請する場合)の流れ



<新規申請スケジュール>

手順	前期	手続内容・提出書類
1 給付奨学金の新規申込・授業料等減免の申請	4月	<p>奨学金窓口や HP で、奨学金の新規申込の手順を確認する。必要な手続・書類準備を速やかに進める。</p> <p>奨学金の申請書類一式に同封されている以下の書類を一緒に提出する。</p> <p> 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】</p> <p>※期限内に申請した場合、授業料の引落しは 8 月まで猶予される。</p>
2 給付奨学金の採用可否が決定	5月～	<p>日本学生支援機構により審査が行われ、給付奨学金の採用・不採用が決定する。</p> <p>○採用の場合:授業料減免対象者として認定。 ●不採用の場合:授業料減免は不許可。</p>
3 授業料減免の対象者認定の通知	8月中旬	<p>大学から送信されるメールを確認し、学務 web システム>学生情報照会>「免除情報」から各自の認定結果と授業料減免額を確認する。</p> <p>※修学支援新制度通知書 PDF は必ず保存する</p>
4 授業料の引落し	8月下旬	結果に基づき、減免後の授業料を引落し
5 (対象者のみ)授業料の返還	9月以降	返還を授業料振替口座で確認する

②継続申請(すでに授業料等減免認定を受けており、継続して申請する者(給付奨学生))

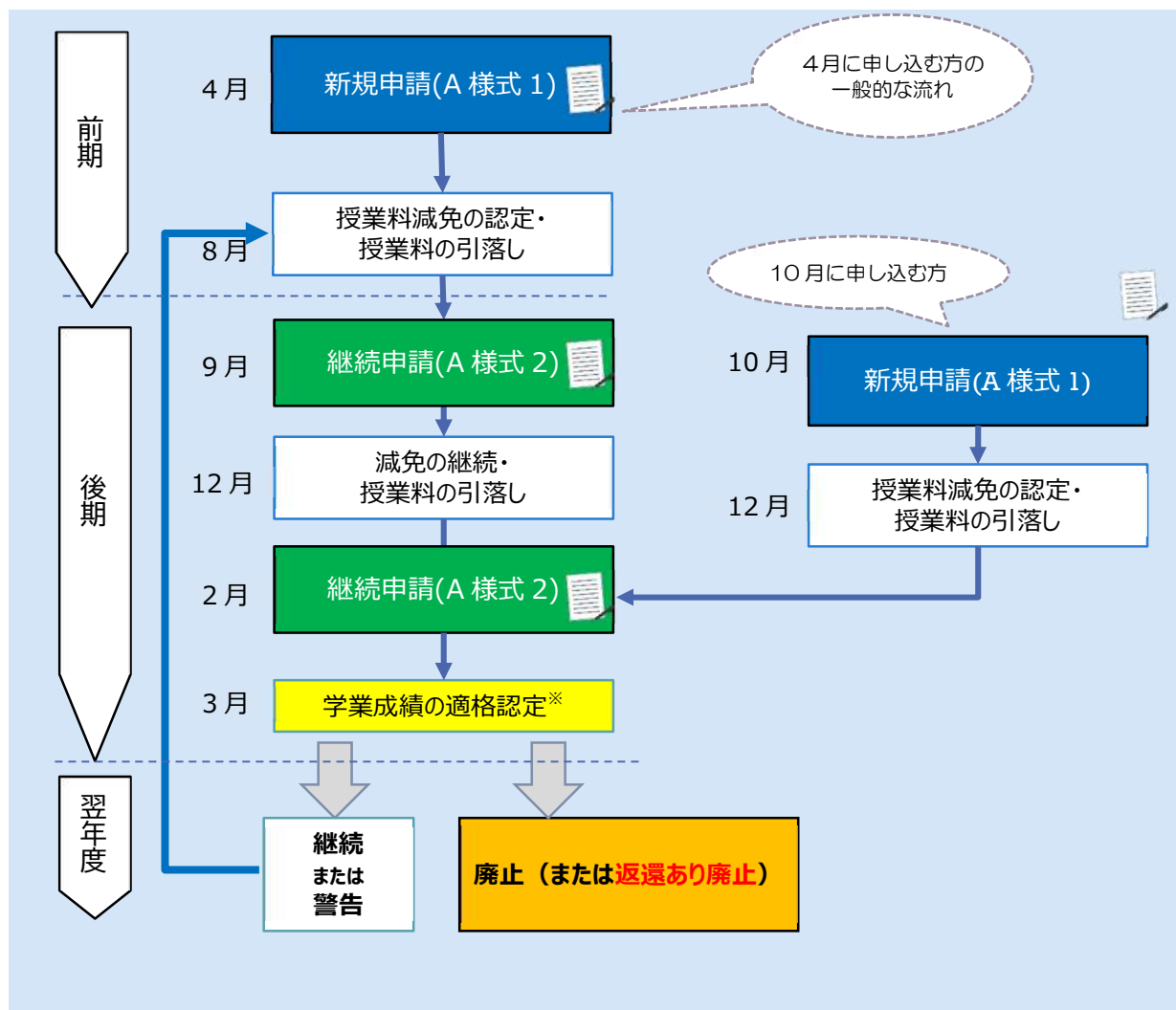
手順	前期	手続内容・提出書類
1 授業料減免の継続申請	2月	<p> 授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書【A様式2】</p> <p>※授業料の引き落としは、結果通知まで猶予される。</p>
2 給付奨学金の支援区分に基づく授業料減免額を決定、通知	8月中旬	<p>メールで通知を受けたら、学務 web システム>学生情報照会>「免除情報」から、授業料減免額を確認する。</p> <p>※修学支援新制度通知書 PDF は必ず保存する</p>
3 授業料引落し	8月下旬	結果に基づき、減免後の授業料を引落し
4 次年度の案内	-	本学 HP で公開されるスケジュールを確認する

※後期の申請スケジュールは、2024 年 7 月以降に更新し、公開します。

4. 授業料等減免対象者の認定を初めて受けたら

授業料減免の対象者として認定を受けた者は、給付奨学金が廃止または満期となるまで、継続して授業料減免を受けることができます。ただし、半期ごと(前期・後期)に、授業料等減免の**継続申請**を行う必要があります。

継続申請をしないことは、授業料等減免を希望しないこととなりますので、注意してください。



※適格認定については、次のページで説明しています。

「適格認定」について

本制度は、国費を財源として、特に優れた人であって経済的理由により修学が困難である方の進学を後押しするための制度です。

そのため、日本学生支援機構及び大学は、支援を受ける者としてふさわしい学生であるかを定期的に審査します。この審査を「適格認定」といい、次の2つがあります。

1 適格認定（家計）…支援区分(Ⅰ～Ⅲ、または対象外)を決定するための審査

毎年10月、学生本人と生計維持者の住民税情報や学生が報告した資産額に基づき、家計基準による支援区分の見直しを実施します※。

- ・見直しの結果、支援区分が変更となった場合、**連動して授業料減免額も変更**します（例：支援区分が対象外となった場合、授業料減免額は0円）。
- ・支援区分の適用期間は、原則として10月～翌9月までです。これにあわせ、後期～翌年前期は同じ授業料減免額となります。

※見直しは、奨学金の申込時に皆さんが提出したマイナンバーにより、日本学生支援機構が情報を取得して実施します。

※令和6年度から、第Ⅳ区分が新設される予定です。

2 適格認定（学業成績等）…成績が警告または廃止の区分に該当しないかを審査

学年末に、一年間の学業成績等をもとに判定を行います。

次のいずれかに該当する場合、奨学金と授業料減免が打ち切られます。また、学業成績が著しく不良と認められる場合や、懲戒による退学処分などの場合には、それまでに受けた奨学金と授業料の返還が必要になることがあります。

- (1) 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

※「適格認定における学業成績の基準」は、日本学生支援機構 Web サイト等で確認すること

「適格認定」のポイント

「適格認定(家計)」

- ◇ 日本学生支援機構による審査によって、10月から翌年9月までの新たな支援区分が決定する。
- ◇ 支援区分が変更になれば、授業料減免額も変更となる。

「適格認定(学業成績等)」

- ◇ 「廃止」の場合は、給付奨学金も授業料減免も廃止となる。
- ◇ 「廃止」となり、さらに、学業成績が著しく不良であると認められる場合、受給済みの奨学金と、減免された授業料の返還を求められる場合がある。

授業料等減免の支援を受ける方へ

授業料等減免の支援を受ける者は、下記の事項を確認してください。

まずは**給付奨学生としての自覚**を持ち、
給付奨学生に定められた手続を常に遅延なく行い、
学業に精励してください。

給付奨学金が廃止＝授業料の減免も廃止

そして自らの意思で、大学が定める期限内に
授業料減免の申請をしてください。

その他のご案内

◆大学からの連絡は、学務 web システムに登録されたメールアドレスに通知します。

メールアドレスの誤登録がないか必ず確認し、着信テストを行いメールが届くか確認ください。

◆大学からの呼び出しや要請には、指定された期限までに応じてください。

応じない場合、授業料等減免が実施できないなど、不利益が生じる場合があります。

◆授業料減免に関する質問は、学生本人が行ってください。

質問は、電話・メール・窓口で受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

◆学務 web システムに掲載する授業料等減免の認定通知（PDF）は、各自保存してください。

次の期の結果掲載時に削除されます。

◆給付奨学金の支援区分が「対象外」となった場合、授業料減免の支援も停止します。

採用時の支援区分が、卒業まで継続するわけではありません。学費を工面できるようにしておいてください。

◆大学 HP「授業料免除」のページで、前期・後期の申請スケジュールを掲載しています。

各自確認して、支援を希望する者は、必要な手続を行ってください。

入学料減免について(1年生のみ)

次のいずれかに該当する場合、入学料の減免も対象となります。

- (1)入学時時点で給付奨学金の採用候補者に決定している(高校在学時に給付奨学金の予約採用者となった)
- (2)大学入学後すぐに給付奨学金に新規申し、4月を始期として給付奨学金に採用された者

いずれの場合も、合格者に公開される「鹿児島大学入学ガイドブック」を確認の上、入学手続き時に必要書類を提出してください。

入学料の納付と、授業料の徴収について

入学後、学生が奨学金の所定の手続きを経て、正式に給付奨学生となった場合、決定した支援区分に基づいて、入学料と授業料を納入していただきます(納付については8月にご案内予定)。

万一、給付奨学金に不採用となった場合、不採用の決定後に、入学料と授業料を納入していただきます。

お問い合わせ

不明点はお気軽にお問い合わせください。



◀鹿児島大学 授業料免除のページはこちら

【問い合わせ窓口】

共通教育棟 1号館 1階(郡元キャンパス)

「学生生活課」 授業料免除 窓口

◆授業料等減免制度について:099-285-7312

◆入学料免除・授業料免除全般に関すること:099-285-7033

電話・窓口対応時間:平日 8:30~12:00、13:00~17:00